

一般社団法人 日本環境教育学会 支部規約

2016年12月3日 制定
2018年11月11日 改訂
2021年1月24日 改訂

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第56条2項に基づき、支部の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 支部は、理事会ならびに他支部との連携を密にし、各地域における環境教育の普及発展に貢献することを目的とする。

(設置)

第3条 支部は、別表に定める地区ごとに設置する。

(会員資格)

第4条 正会員は、主たる連絡先として日本環境教育学会に登録した住所の属する地区の支部会員として自動的に登録される。

2 正会員が、支部会員として登録された支部以外の活動に参加することを妨げない。

(代表者)

第5条 各支部に支部長を置く。

2 支部長は正会員の中から選出する。

3 各支部における支部長の選出方法及び任期は、当該支部の実情に応じて各支部で定める。

(運営)

第6条 支部の運営は、各支部の支部運営委員会が行う。

2 支部運営委員は、一般社団法人日本環境教育学会の正会員の中から支部ごとに決める。

(経費)

第7条 支部の運営に関わる経費として、支部活動支援金等を受領し、地域活性化担当理事と各支部長が連携して執行を管理する。

(規約の改正)

第8条 本規約を改正する場合には、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

(施行期日等)

1. この規約は2016年12月3日から施行する。

2. この規約は2019年7月1日から施行する。

3. この規約は2021年1月24日から施行する。

別表

- ・北海道支部：北海道
- ・東北支部：青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
- ・関東支部：群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
- ・中部支部：新潟県・長野県・山梨県・富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
- ・関西支部：滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県
- ・中国・四国支部：鳥取県・岡山県・島根県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県
- ・九州・沖縄地区：福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県